# 101-310

## 問題文

要指導医薬品に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 容器等に「要指導医薬品」の文字が記載されている。
- 2. 薬局医薬品である。
- 3. 需要者が選択して購入する。
- 4. 特定販売(いわゆるインターネット販売など)が可能である。
- 5. 貯蔵する場所には、かぎをかけなければならない。

### 解答

問310:3,4問311:1,3

## 解説

#### 問310

選択肢 1 ですが

要指導医薬品なので適正使用のため、指導が必要です。説明を要しない という申し出があっても必要な情報 提供は必要なので省略はできません。

本問の医薬品は、アンチスタックスです。妊娠の有無、血液をサラサラにする薬の服用の有無などを確認する と共に、かぜ薬、解熱鎮痛剤は服用中避けるように伝える必要があります。よって、選択肢1は誤りです。

選択肢 2 ですが

要指導医薬品は、本人でなければ購入できません。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢 3.4 は、正しい選択肢です。

以上より、正解は 3.4 です。

#### 問311

選択肢1は、正しい選択肢です。

選択肢 2 ですが

薬局医薬品とは、医薬品医療機器等法第4条の定義によれば「要指導医薬品 及び 一般用医薬品以外の医薬品」 という定義です。つまり、要指導医薬品は薬局医薬品には、入りません。よって、選択肢2は誤りです。

選択肢 3 は、正しい選択肢です。

選択肢 4 ですが

要指導医薬品は、ネット販売が不可です。よって、選択肢 4 は誤りです。

選択肢 5 ですが

特に貯蔵について制限はありません。(「陳列」は、鍵のかかる設備に行われていると思います。しかし、それは貯蔵ではありません。)よって、選択肢 5 は誤りです。

以上より、正解は 1,3 です。